

[事案 2023-278] 新契約無効請求

・令和 6 年 5 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 10 月に代理店を通じて契約し、令和 5 年 5 月に解約した終身保険について、自分は満期時に 350 万円の満期保険金を受け取れる保険と理解していたが、そのような内容でなかったことから、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、設計書等の交付を受けて説明を受けており、このことは本契約の申込書等で申立人らが受領印を押印していることから明らかである。
- (2) 募集人も、一般的な募集態様から、必ず事前に設計書等で保険契約の内容を説明している旨を述べている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明内容を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。